

鳥取縣公報

第九百七十九號
昭和十三年十一月十一日

金曜日

告示

◆鳥取縣告示第六百六十三號
臨時種牡牛検査及種牡牛監督検査並因伯種登録審査左ノ通施行ス種牡牛検査並因伯種登録審査ヲ受
ケントスル者ハ十一月十五日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ

昭和十三年十一月十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

検査場所	種牡牛検査 種牡牛監督検査 因伯種登録審査	検査区域	検査時
東伯郡倉吉町	十一月十九日	東伯郡一圓	
同郡市勢村	十一月二十日		
同郡赤碕町	十一月二十一日		

西伯郡御來屋町	十一月二十二日	米子市一圓
同郡法勝寺村	十一月二十三日	西伯郡一圓
同郡大篠津村	十一月二十四日	
米子市勝田町	十一月二十五日	
日野郡溝口町	十一月二十六日	
同郡根雨町	十一月二十七日	日野郡一圓
同郡日野上村	十一月二十八日	
氣高郡正條村	十二月一日	氣高郡一圓
氣高郡大正村	十二月二日	
八頭郡用ヶ瀬町	十二月三日	八頭郡一圓
同郡船岡村	十二月四日	
岩美郡浦富町	十二月五日	鳥取市一圓
鳥取市吉方	十二月六日	岩美郡一圓

當日午前九時

鳥取縣告示第六百六十四號

昭和十三年十月二十五日管下左記町村ニ其ノ農地委員會ヲ設置シタリ

昭和十三年十一月十一日

鳥取縣知事 立田清辰

鳥取縣告示第六百六十五號

岩美郡津ノ井村	智頭町	大東郡御門村	東郷村	美穂村	榮來村	御來屋町	外江村	大國村	大山村	五石村	庄内村	幡郷村	日野郡光村	同郡野郡
---------	-----	--------	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	------

東伯郡天神野耕地整理組合規約變更ノ件認可セリ

昭和十三年十一月十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

鳥取縣告示第六百六十六號

岩美郡本庄村恩志第四耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十三年十一月十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

鳥取縣告示第六百六十七號

昭和十三年十一月十一日左記ノ者ニ對シ動力糶業免許證ヲ下附セリ

昭和十三年十一月十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

免許證 番號	住 所	氏 名
一、一六 一	日野郡二部村大字燒杉二一七番地	金田藤一郎
一、一六 二	西伯郡天津村大字阿賀一二二八番地	石田惠治

鳥取縣告示第六百六十八號

動力糶業免許者中左記ノ通廢業届出アリタリ

昭和十三年十一月十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

免許 番號	住 所	氏 名
九 二 二	西伯郡法勝寺村大字法勝寺百參拾參番地	濱本 茂

鳥取縣告示第六百六十九號

今般實施ニ成リタル農地調査法第四條又ハ第六條ノ自作農創設維持ノ事業ハ凡テ同一ノ基準ニ依テ之ヲ行フヲ要スルヲ以テ自作農創設維持獎勵規程ニ依リ獎勵ヲ受クルモノハ同規程ニ依ルベキハ勿論ナルモ同規程ニ依リ獎勵ヲ受ケザル事業ハ左記取扱要項ニ依リ實施スベシ
但シ農地調整法施行細則第六條及本要綱ニ基キ提出スル書類ノ内容ガ自作農創設維持獎勵規程ニ基キ提出スル書類ノ内容ト同一ナル場合ニ於テハ農地調整法施行細則第六條及本要綱ニ基ク書類ノ提出ハ之ヲ省略スルコトヲ得

昭和十三年十一月十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

自作農創設維持獎勵規程ニ依リ獎勵ヲ受ケザル自作農創設維持事業取扱要綱

第一 市町村農地委員會ノ設置無キ市町村ニ於テ市町村、産業組合又ハ農事實行組合ガ自作農創設維持ノ事業ヲ行ハントスルトキハ市町村農地委員會設置セララル迄ノ期間ハ此レ等ノ團體ハ自作農創設維持獎勵規程第九條及之ニ基キ發シタル諸通牒ニ準ズル機關ヲ設ケ事業ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議セシムルコト

第二 農地調整法施行規則第七條及同法施行細則第六條ノ規定ニ依リ知事ニ提出スル認可申請書ハ毎年一月末日迄ニ之ヲ提出スルコト 但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニアラズ

第三 農地調整法施行規則第七條ノ認可ノ申請ヲ爲シタル市町村、産業組合又ハ農事實行組合ガ同

00510

00639

00641

法施行細則第六條ノ規定ニ依リ知事ニ提出シタル書類ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキハ自作農創設維持獎勵規程第十七條ニ準ジ又同法施行規則第七條ノ認可ヲ受ケタル市町村、産業組合又ハ農事實行組合ガ同法施行細則第六條ノ規定ニ依リ知事ニ提出シタル書類ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ自作農創設維持獎勵規程第十八條ニ準ジ届出又ハ認可申請ヲ爲スコト

第四 農地調整法施行規則第七條ノ認可ヲ受ケタル市町村、産業組合又ハ農事實行組合ハ翌年度六月十日迄ニ自作農創設維持調書、事業ニ關スル收支決算書及事業報告書ヲ知事ニ提出スルコト

第五 自作農創設維持ノ事業ヲ行フ場合ニ於テハ農地調整法施行規則第六條第一項及第二項ノ規定ニ依ルノ自作農創設維持獎勵規程第五條第四號、第八號、第十一號、第十三號、第十七號、第十八號及同規程第六條第九號(据置期間以外ハ除ク)第十一號及第十二號ノ規定ノ例ニ依ルコト

農地調整法施行規則第六條第三項ノ規定ニ依リ自作地ト爲スベキ土地又ハ開發シテ自作地ト爲スベキ未墾地ヲ購入スル場合ニ於テハ同項各號ニ依ルノ外自作農創設維持獎勵規程第七條第一二號(資金ノ貸付ヲ受クルモノニ在リテハ第二號、第三號)ノ規定ノ例ニ依ルコト

第六 自作地ノ創設又ハ維持ヲ受クル者ノ資格及選定、自作地ノ維持ノ範圍及條件、自作地ト爲スベキ土地又ハ未墾地ノ購入價格、農地調整法施行規則附錄ノ標準價格ノ算出等ニ關シテハ自作農創設維持獎勵規程ニ基キ發シタル諸通牒ニ準ズルコト

第七 農地調整法施行細則第六條第一項第一號ノ事業計畫書ハ自作農創設維持獎勵規程附錄様式第四號ニ同則同條同項第四號ノ資金ニ關スル調書ハ自作農創設維持獎勵規程第十二條第一項第三號ノ借入調書ニ本要綱第四ニ依ル自作農創設維持調書及事業報告書ハ自作農創設維持獎勵規程附錄様式第八號及同様式第九號ニ夫々準ズルコト

◇鳥取縣告示第六百七十號

00642

市街地建築物法第七條但書ニ依リ左ノ通建築線ヲ指定セリ

昭和十三年十一月十一日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

一 建築線指定申請人ノ住所、氏名

鳥取市今町二丁目五十二番地

森 山 悅 樂

一 指定ノ場所

鳥取市東品治町八十番地 畑地

八十一番地ノ一〇 宅地

同 市同 町 八十一番地ノ一二

八十一番地ノ一一 (私設道路)

一 建築線ノ距離 二七、一米

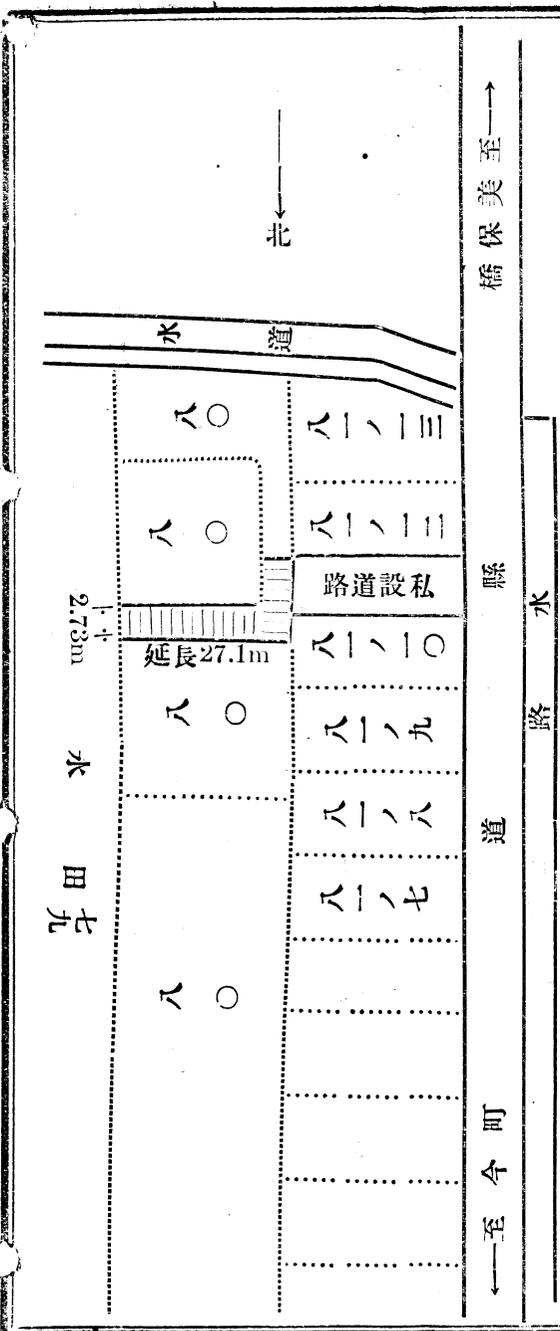
一 建築線間ノ距離 二、七三米

一 左記圖面ノ通り

鳥取市東品治町

(縮尺六百分之一)

- 凡
- 指定建築線
 - 既存道路
 - 地番界
- 例



鳥取縣告示第六百七十一號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十三年十一月十一日

鳥取縣知事

立 田 清 辰

一 建築主ノ住所、氏名

岩美郡宇倍野村字町屋二七七番地

藏

一 建築物ノ所在地名

鳥取市吉方五百二十八番地ノ四

一 主要用途

住宅地兼作業場

一 構造種別

木造瓦葺(一部亜鉛葺)二階建一棟

一 建築物ノ面積

建築面積 一六一、五一八平方米
突出セル部分 九六、三八一平方米

一 命令事項

一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス

一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

鳥取縣告示第六百七十二號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十三年十一月十一日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

一 建築主ノ住所、氏名

米子市東倉吉町百三十四番地ノ二
德 本 藤 市

一 建築物ノ所在地名

米子市東倉吉町百三十四番地ノ二

一 主要用途

物 置

一 構造種別

木造瓦葺平屋建一棟

一 建築物ノ面積

建築面積 二五、六五二平方米
突出セル部分 二五、六五二平方米

一 命 令 事 項

一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス

一 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

鳥取縣知事

立

田

清

辰

被保險者證

被保險者氏名

工場事業場又ハ事務所々所在地並名稱

無効トセル被保險者證交付年月日

無効トナルタル年月日

備考

記 號一 番 號

鳥とる

一三 北風 文市

鳥取市片原一丁目
鳥取電燈株式會社

一〇、三、一五 一一、一、二〇

米かち

二四 香川 三治

米子市道笑町一丁目
梶野製鐵所

九、七、二〇 一三、一〇、六

岩い

一一 森田 重長

岩美郡小田村荒金
日本鑛業株式會社岩美鑛山

九、七、二一 一三、四、二

同

〇六三 田中 廣繼

同

八、一二、一九 同

東ひ

一三一 福本 壽郎

東伯郡倉吉町
日ノ丸自動車倉吉支社

一〇、三、一三 一三、一〇、一〇

氣か

二八 徳永 功

氣高郡明治村河内
加藤製紙工場

一一、九、一五 一三、九、一

同

二三 森川 保治

同

一一、九、一〇 同

◆鳥取縣告示第六百七十四號

左記墓地ハ今回改葬ヲ要スルモ縁故者不明ノモノアリ有縁者ハ昭和十三年十一月二十日迄ニ管理者宛申出デラレタク右期日迄ニ申出デ無キトキハ管理者ニ於テ適宜改葬スベキ旨照會アリタリ

昭和十三年十一月十一日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

墓地 所在地

名古屋市昭和區廣路町字永田三九番地

墓地 面積

二反五畝歩

管 理 者

名古屋市昭和區廣路町字伊勝一〇番地

寶珠院住職

大 谷

宗

童

彙 報

十一月九日發行「週報」並「寫真週報」掲載内容左記ノ通

週報第百八號掲載内容

- 一 長期建設と國民精神の作興 (文 部 省)
- 一 金貨、金塊の國勢調査 (大 藏 省)
- 一 武漢方面追撃戰 (陸 軍 省 情 報 部)
- 一 珠江作戦の展開 (海軍省海軍軍事普及部)
- 一 漢口、廣東陷落の反響 (外 務 省 情 報 部)
- 一 政府 聲明
- 一 「寫真週報」 第三十九號掲載内容
- 一 武漢陷落の日
- 一 聖戰なほ進む
- 一 出雲艦上、戦闘旗幟へる
- 一 海の彼方
- 一 讀者のカメラ

金貨幣及金塊保有狀況調査規則略説

大 藏 省 理 財 局 金 融 課

一 調査の目的

經濟戰に於ける最も重要な武器は金であつて、本調査は昭和十三年十月二十五日大藏省令第六十五號金貨幣及金塊保有狀況調査規則を制定して國民經濟の長期戰に備へて我が國內に於ける金貨幣、金塊及外國金貨の保有狀況を確知せんとするものである。

二 調査の對象

本調査の對象は

- (イ) 金 貨 幣
- (ロ) 金 塊
- (ハ) 外 國 金 貨

の三種であつて、明治以前の通貨である大判、小判、二朱金、一分金の如きもの及指環其の他の金製品は調査の對象ではない。金貨幣には所謂新金貨と舊金貨との二種類がある。新金貨とは明治三十年に制定された貨幣法に依つて鑄造發行された金貨を謂ふのであつて、之は金七百五十ミリグラム(二分)を以て圓とし、之を價格の單位として居り、其の種類には二十圓、十圓及五圓の三つがある。

次に舊貨幣とは明治三十年の貨幣法に依つて廢止された新貨條例に基いて發行された金貨を謂ふのである。新貨條例は明治四年五月に布告され、明治八年六月に貨幣條例と改稱されたのである。此の舊金貨は金一瓦半(四分)を圓とし、之を以て價格の單位として居るのであつて、其の類には二十圓、十圓、五圓、二圓、及一圓の五つがある。即ち同じく五圓であつても、舊金貨には新金貨の倍の七瓦半(二匁)の金が含まれて居るのであつて、法律上も舊金貨は新金貨の倍位に適用して居るのである。

(貨幣法第十五條參照)

本規則に於て謂ふ金塊は定型金塊、吹玉其の他の金塊の外金延棒及金延板をも含む意味のものであるが金粉は含まない、又外國金貨とは英國金貨、米國金貨、獨國金貨、露國金貨等の外國の金貨を謂ふのである。

報告義務者と報告すべきもの

本規則に基いて報告すべき義務のある者は昭和十三年十一月十五日午前零時現在に於て金貨幣、金塊又は外國金貨を所有する者と金貨幣、金塊又は外國金貨を保管して居る銀行、信託會社及質屋である。

三

(一) 金貨幣、金塊又は外國金貨の所有者

昭和十三年十一月十五日午前零時現在に於て金貨幣、金塊又は外國金貨を所有する者は規則の附屬書式に従つて其の所有高を大藏大臣に報告することを要する(第一條參照)即ち金貨幣、金塊又は外國金貨は、手許に保有して居るものなる、他人に預託中のものなるを問はず又商品なると否とを問はず、昭和十三年十一月十五日午前零時現在に於て所有して居るものは外地に在るものも總て之を大藏大臣に報告することを要するのである。只本調査の目的に徴しても明かな様に大阪又は東京の造幣局に精製又は品位證明を依頼して或は東京日日新聞社又は大阪毎日新聞に取次を依頼して

政府へ賣却の手續を採つて居るもの及外國に在るもの之を報告するに及ばないのである。
而して此の報告は

(イ) 世帯に在つては世帯主又は世帯主が不在のときは世帯の管理者が其の世帯に現在して居る妻子、兄弟或は雇人等の所有に屬して居る金貨幣、金塊又は外國金貨をも取纏めて一括報告することを要する(第二條第一項參照)

(ロ) 會社其の他の法人又は組合等に在つては本店其の他の營業所事務所在の分をも取纏め一括して報告することを要し

(ハ) 又俱樂部其の他で共有又は合有に屬する金貨幣等に就ては其の管理者に於て之を報告することを要する (第二條第二項參照)

(三) 金貨幣、金塊又は外國金貨の保管者

銀行、信託會社又は公益質屋或は營業質屋であつて、昭和十三年十一月十五日午前零時現在に於て其の營業上他人の所有に屬する金貨幣、金塊又は外國金貨を保管するものは本規則の附屬書式に則つて其の保管高を大藏大臣に報告することを要する(第三條參照) 即ち金貨幣の保管の状況を報告することを要するのは特別銀行、普通銀行及貯蓄銀行と信託會社並に營業質屋及公益質屋であつて、之等は保護預りをして居るものなると又は其の他擔保として引渡を受けて居るものなるとを問はず、其の金貨幣等の保管の状況を報告することを要するのである、但し報告すべきものは其の營業上保管して居るものに限り又封緘預り質箱預りしてあつて保管者に於て其の内容を知り得ざるもの及び外國に於て保管して居るものは之を報告することゝを要しないのである。尙之等銀行、信託會社又は質屋が自己のものとして所有して居る金貨幣、金貨又は外國金貨夫々所有高報告書に依り報告すべきものであつて、此の保管高の報告書中に記載すべからざるものである。

(三) 尙本規則に依つて報告義務を課せられないのは日本銀行及横濱正金銀行のみであつて、産金業者、地金商、貴金屬商等
地金に關する報告をして居るものも勿論此の規則に依る報告はしなければならぬのである。

四 報告の方法 (報告書記載様式)

金貨幣、金塊又は外國金貨の所有高又は保管高の報告は本規則の附屬書式に依ることを要するのであるが、之は金貨幣所有高報告書金塊所有高報告書及外國金貨所有高報告書並に金貨幣、金塊及外國金貨保管高報告書の四種に分たれるのである。

(一) 金貨幣所有高報告書

金貨幣所有高の報告は其の所有して居る金貨幣を

(イ) 新金貨即ち明治二十年以降の年號のある錦の御旗の模様のない二十圓、十圓及五圓の各金貨幣と

(ロ) 舊金貨即ち明治三年以降明治三十年の年號があり且錦の御旗の模様のある舊二十圓、舊十圓、舊五圓、舊二圓及

舊一圓の各金貨幣

とに區分して又

(1) 手許に保有して居るもの

(2) 銀行、信託會社等に預けて居るもの、他に擔保として引渡して居るもの其の他他人に預けてあるもの等の

預託中のもの

とに區別して、夫々其の枚數と額面金額との總額を記載することを要する(附屬書式第一號參照) 即ち例へば手許に新金貨二十圓一枚及十圓二枚に舊金貨十圓一枚、五圓一枚及一圓二枚を保有し新金貨五圓百枚を銀行に保護預け中の場合は左の如く記載すればよいのである。

金貨幣所有高報告書

住所

職業

氏名、名稱又は商號

代表者氏名

團

團

昭和十三年十一月 日

大藏大臣 池 田 成 彬 殿

00651

種 別	區 分	手 保 有		預 託 中		計	
		枚 數	額 面 金 額	枚 數	額 面 金 額	枚 數	額 面 金 額
新 金 貨	計	三 枚	四〇〇圓	一 枚	五〇〇圓	四 枚	五四〇圓
		四 枚	一七〇圓	一 枚	一〇〇圓	五 枚	二七〇圓
舊 金 貨	計	七 枚	五七〇圓	一〇 枚	五〇〇圓	一七 枚	五五七圓

(二) 金塊所有高報告書

金塊所有高の報告は其の所有して居る定型金塊其の他の金塊、金延棒及金延板を

(1) 手許に保有して居るものと

(2) 銀行、信託會社等に預けて居るもの、他に擔保として引渡して居るもの、其の他他人に預けてあるもの等の預託中のもの

とに區分して、夫々其の個數と含有して居る純金の目方(純金量)との總額を記載することを要する。此の純金量は瓦(一匁は三・七五瓦である)を以て記載することを要するのであつて、尙純金量が不明のときは品位と總目方(全量)とに依り純金量を推算して記載することを要する。即ち例へば手許に金塊含有純金量三・七五〇瓦(一貫匁)二個、純金の延棒一・八七五瓦(五百匁)一個及純金延板三七・五(十匁)一個を保有し、純金定型金塊三・七五〇瓦(一貫匁)三個を他人に擔保として引渡して居る場合は左の如く記載すればよい。

金塊所有高報告書

住 所

職 業

氏名、名稱又ハ商號

代表者氏名

昭和十三年十一月 日
大藏大臣 池 田 成 彬 殿

印

00652

(三) 外國金貨所有高報告書

外國金貨所有高の報告は其の所有して居る外國金貨を、英國金貨、米國金貨、佛國金貨、獨國金貨、露國金貨等國別に區分し、又之を

(1) 手許に保有して居るものと

(2) 銀行、信託會社等に預けて居るもの、他に擔保として引渡して居るもの其の他他人に預けてあるもの等の預託中のもの

とに區別して、夫々其の枚數と額面金額例へば何ポンド、何ドル、何フラン、何マーク、何ルーブル等と其の總額を記載することを要する。即ち例へば手許に英國一ポンド金貨二枚及米國十ドル金貨一枚を保有し、米國五ドル金貨二枚及獨國十マーク金貨一枚を他人に預けて居る場合は左の如く記載すればよいのである。

外國金貨所有高報告書

住 所

職 業

氏名、名稱又ハ商號

代表者氏名

昭和十三年十一月 日
大藏大臣 池 田 成 彬 殿

印

種 別	區 分	手 許 保 有		預 託 中		計	
		個 數	純 金 量	個 數	純 金 量	個 數	純 金 量
金 塊	四	九、四二・五瓦	三	一一、二五〇・一瓦	七	二〇、六六二・五瓦	

種 別	手許保有	預託中	計	
			枚數	額面金額
英國金貨	二枚	一枚	三枚	二
米國金貨	一枚	一枚	二枚	一
獨 國金貨	一枚	一枚	二枚	一
ボンド	二枚	一枚	三枚	二
マードル	一枚	一枚	二枚	一
マードル	一枚	一枚	二枚	一
ボンド	二枚	一枚	三枚	二

(四) 金貨幣金塊及外國金貨保管高報告書

銀行、信託會社及質屋が提出すべき金貨幣金塊又は外國金貨の保管高の報告は其の保管して居る金貨幣、及金塊(金延棒及金延板を含む)又は外國金貨を夫々上述の金貨幣所有高報告書、金塊所有高報告書及外國金貨所有高報告書に準じて金貨幣は新金貨と舊金貨とに、外國金貨は國別に區分して夫々枚數又は個數及額面金額又は純金量を記載することを要するのである。例へば他人から新金貨二十圓五百枚、十圓五十枚、舊金貨十圓五十枚、二圓二百枚金塊含有純金量三・七五〇瓦(一貫匁)のもの三十個並に英國一ポンド金貨八十枚、佛國十フラン金貨百枚及伊國百リラ金貨五十枚を保管して居る場合は左の如く記載すればよいのである。

金貨幣金塊及外國金貨保管高報告書

住 所

職 業

氏名、又ハ商號

代表者氏名

昭和十三年十一月 日
大藏大臣 池 田 成 彬 殿

團 團

一、金貨保管高

種 別	枚 數	額 面 金 額
新 金 貨	五五〇枚	一、五〇〇圓
舊 金 貨	五、二〇〇	五〇、四〇〇
計	五、七五〇	五一、九〇〇

二、金塊保管高

種 別	個 數	純 金 量
金 塊	三〇個	一一二、五〇〇瓦

三、外國金貨保管高

種 別	枚 數	額 面 金 額
英國金貨	八〇枚	ボンド ハド
佛 國金貨	一〇〇	フラン ハド
伊 國金貨	五〇	リラ ハド

(五) 尙記載上の若干の注意を述べれば

(イ) 職業は正業の外副業をも記載することを要し

(ロ) 銀行會社其の他の法人、組合等の團體に在つては其の名稱又は商號の外に代表者又は管理者の氏名を記載することを要する。

五 報告期日と提出先

